

不定期刊行物

翔べ、優駿

(第 35 号)平成 22 年 8 月 13 日発行

発行者 司法書士田原良隆事務所 代表者 田原良隆

〒698-0025

島根県益田市あけぼの西町 8-12

TEL:(0856)22-2073

FAX:(0856)24-2785

URL : <http://www.tabara-office.com/>

E-mai : yoshitaka.t@tabara-office.com

【「翔べ、優駿」の縁】長男「翔」、長女「優」、二男「駿」の名前を単純に並べたもの。

残暑お見舞い申し上げます。

台風 4 号が過ぎ去った後、一段と厳しい残暑が続いていますが、皆様いかがお過ごしでしょうか。

さて、我が家の翔、優、駿の内、長男翔は予想に反して、ほとんど遅刻することもなく、1 年間無事、会社に通っているようです。私のように独立しようなどという馬鹿なことは考えず、これからも無難な人生を過ごして欲しいものです。また、1 単位でも落としたり卒業できないところまで追い込まれ、卒業が絶望視されていた長女優は、奇跡的に卒業することができました。リーマンショック以降、仕事が激減している現在、高額な学費の負担から免れたことは、私にとって大きな救いです。一方、二男駿は、毎日、野球の練習で、真っ黒になり、家に帰ると疲れて寝るか、テレビゲームに明け暮れる毎日で、夏休みの宿題が終わるとは到底思えません。まっ、登校拒否にならないだけ、ましと思って自分を慰めている毎日です。

皆様のご自愛ご健勝をお祈り申し上げます。

改正貸金業法・利息制限法完全施行について

平成 18 年 1 2 月 2 0 日に成立した改正貸金業法が、成立から 3 年半を経過して、ようやく完全施行されました。今回の改正のポイントは、利息制限法の上限金利（年 1 5 ～ 2 0 %）を超える利息は裁判所が認めないのに、刑事処罰されないのをいいことに、サラ金が高金利で貸し付けていた、いわゆるグレーゾーン金利（年 1 5 ～ 2 9 . 2 %）を撤廃し、利息制限法の上限金利を上回る金利を刑事罰をもって禁止したことです。これにより、

返しても返しても元金が少しも減らないという、借金漬けの状態がいくらかでも改善されることが期待されます。

それから、もう一点は総量規制といって、サラ金からの全部の借入総額が年収の3分の1を超える場合には、借入ができないという規制が導入されたことです。これまでは、サラ金が安易な審査で、借主の返済能力を超える貸し付けをし、そのために借主が多重債務に陥るという弊害がありました。この総量規制により、返済不能な借入残高を持つ、多重債務者が少しでも減ることが期待されます。

また、今回の貸金業法の完全施行に併せて、改正利息制限法も施行されました。これは、従来の利息制限法では、利息制限法の上限金利を上回る約定金利であっても、借主が任意に支払った場合には、それはそれで有効とされていました。任意とは言っても、借主はどうしてもお金を借りなければならない弱い立場ですから、本当は望まないにしても、それでなければ貸さないと言われれば断れません。これは悪法でしたので、裁判所はこの任意性をほとんど認めないような解釈をして、弱い立場の借主を守ろうとしてきました。その結果、ほとんど適用の余地のない規定になっていたもので、これを機会に削除されたものです。また同時に、これを悪用する一部の過酷な業者を排除するためでもあります。

こうした貸金業法の完全施行により、多重債務者対策は一応の進歩を見せましたが、利息制限法の上限金利でさえ充分高いので、こうした高金利の借入に頼らずに済むよう、国民の所得を上げる政策が実施されるよう期待したいものです。

夏期休業のお知らせ

当事務所では、下記のとおり、夏期休業を実施いたします。なお、休業中も事務所の電話は自宅へ転送されていますので、お急ぎの方に限り、事務所（22-2073）までお電話下さい。ただし、連絡がとれるという保証はありません。

夏期休業 8月13日（金）～8月16日（月）